

広島県告示第六百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	医療法人和同会	山口県宇部市西岐波二二九番地の三		
医療法人ワカサ会	広島市東区東山町一五番一号	ワカサ・リハビリ病院 広島市東区東山町一五番一号	平成一九年三月二日	